平成２９年（フ）第１５号
富山県高岡市佐加野1468番地　国吉市営住宅Ａ棟402号
債務者　柴木　　翔
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　富山地方裁判所高岡支部
平成２９年（フ）第２７号
富山県高岡市石瀬496番地　メゾン大安Ⅲ.202号、前住所富山県射水市太閤山４丁目４番地　県営住宅13―302
債務者　宮川　　唯
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　富山地方裁判所高岡支部
平成２９年（フ）第２９号
富山県射水市作道1890番地
債務者　津田　晴美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　富山地方裁判所高岡支部
平成２９年（フ）第１０号
長野県中野市大字若宮101番地７　キングハイツＡ号
債務者　海野恵美子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第１５号
岐阜市上土居４丁目４番18―102号　（メゾンときわ）
債務者　野村　尚之
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　岐阜地方裁判所
平成２９年（フ）第２８号
岐阜県瑞穂市只越910番地１　加藤ビル　301号、前住所岐阜県大垣市林町１丁目150番地１　シャトレ愛松大垣Ⅱ　202
債務者　倉岡　武史
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　岐阜地方裁判所
平成２９年（フ）第４５号
岐阜市野一色４丁目19番１―101号（ハイツ長森）
債務者　鈴木　廣子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　岐阜地方裁判所
平成２９年（フ）第１１３号
愛知県春日井市藤山台８丁目４番地20、従前の住所愛知県春日井市藤山台３丁目１番地２　330号棟310号室
債務者　渡邊千香子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第２６４号
愛知県瀬戸市窯町322番地の121
債務者　林　麻衣子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第４６３号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアやすとみ1013号室、申立時の住所兵庫県姫路市林田町中構226番地１
債務者　谷田　　心
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第２３号
兵庫県姫路市飾磨区細江727番地１
債務者　加藤　謙二
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第４２号
兵庫県相生市陸本町13番22号
債務者　信川奈々子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第８１号
兵庫県姫路市大津区天満164番地24　ハウスながれ106号、従前の住所兵庫県姫路市名古山町11番34号
債務者　永井　義男
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第１２号
奈良市鳥見町４丁目１番地の２　富雄団地７―102号
債務者　守屋　知貞
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第１３号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地21―212号
債務者　奥原丈太郎
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第３７号
奈良県桜井市大字阿部1182番地　Ｂ棟202号
債務者　岡本　美咲
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第４号
鳥取県西伯郡南部町東町51番地の２
債務者　入江　信夫
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部